

1 調査名称：富士市都市計画道路必要性再検証業務委託

2 調査主体：富士市

3 調査圏域：富士市全域

4 調査期間：令和元年 7月19日 ～ 令和2年 3月23日

5 調査概要：

本市の都市計画道路の多くは、高度成長期の市街地拡大や自動車交通の増大を前提に計画されているが、人口減少や少子高齢化の進展といった社会情勢の変化等から、必要性の高い路線・事業への選択と集中が求められている。

このため本市では、平成20年度に必要性再検証に係るガイドラインを作成し、「岳南都市圏総合都市交通体系調査（以下「岳南PT調査」）」の交通需要予測結果等を用いて、平成22年から2か年をかけて道路網の見直しを行ったが、この間、新東名高速道路の開通や西富士道路の無料化など、自動車交通を取り巻く環境は大きく変化していることから、将来を見据えた交通体系を再構築するため、平成27年度から30年度にかけて、「第2回岳南PT調査」を行った。

本業務は、このような状況を踏まえ、都市計画道路の整備を重点的・効率的に進めるため、第2回岳南PT調査の成果である最新の交通需要予測結果等を用いて、都市計画道路の必要性を改めて検証するものである。

また、富士市都市計画審議会において、本業務の内容について報告し、意見を聴取するものとする。

I 調査概要

1 調査名称：富士市都市計画道路必要性再検証業務委託

2 報告書目次

第1章 調査の概要

1-1 調査目的

1-2 調査対象地域

1-3 調査の進め方

1-5 必要性再検証のながれ

第2章 再検証対象路線の抽出 (STEP0)

2-1 再検証対象路線の範囲

2-2 再検証対象外路線の条件

第3章 必要性の検証 (STEP1)

3-1 対象路線の抽出

3-2 必要性検証の観点

3-3 一般道路機能からの必要性

3-4 防災、都市環境からの必要性

3-5 都市計画道路の必要性検討結果

第4章 合理性の検証 (STEP2)

4-1 合理性検証の観点

4-2 実現性検討からの合理性

4-3 妥当性検討からの合理性

4-4 都市計画道路の合理性検討結果

4-5 見直し候補路線の抽出 (一次判定)

第5章 新道路網での検証 (STEP3)

5-1 新道路網検証の考え方

5-2 新道路網検証での観点

5-3 交通量推計に関わらず判定できる観点

5-4 交通量推計に基づく観点

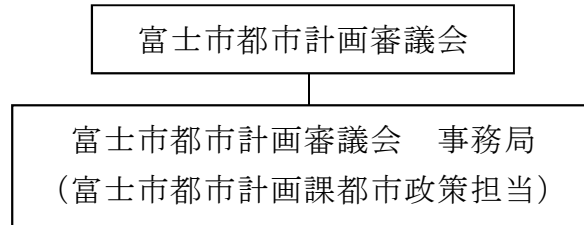
第6章 既計画の方向性

第7章 路線カルテの作成

第8章 理由書の作成

参考資料 富士市の概況

3 調査体制



※令和2年3月24日に開催された審議会において、本業務内容を報告した。

4 委員会名簿等：

富士市都市計画審議会委員名簿（令和2年3月24日時点）

種別	委員名	所属・役職
[第1号委員]	牧田 一郎	富士商工会議所 会頭
	勝亦 光明	富士市農業協同組合 代表理事組合長
	藁科 靖	富士市都市整備部 元部長
	小林 武司	一般社団法人 富士建築士会 会長
	真下 英人	一般社団法人 日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所 所長
	大山 勲	山梨大学生命環境学部 教授
	亀井 暁子	静岡文化芸術大学デザイン学部 准教授
[第2号委員]	海野 庄三	富士市議会 議員
	遠藤 盛正	富士市議会 議員
	井出 晴美	富士市議会 議員
	小沢 映子	富士市議会 議員
	佐野 智昭	富士市議会 議員
[第3号委員]	青木 直己	静岡県富士土木事務所 所長
	長谷川 剛司	静岡県富士農林事務所 所長
	鈴木 雅士	静岡県警察富士警察署 署長
	渡邊 英樹	富士市町内会連合会 副会長

※第1号委員・・・知識経験者

※第2号委員・・・市議会議員

※第3号委員・・・行政機関及び公共機関の職員並びに公共的団体の役員

II 調査成果

1 調査目的

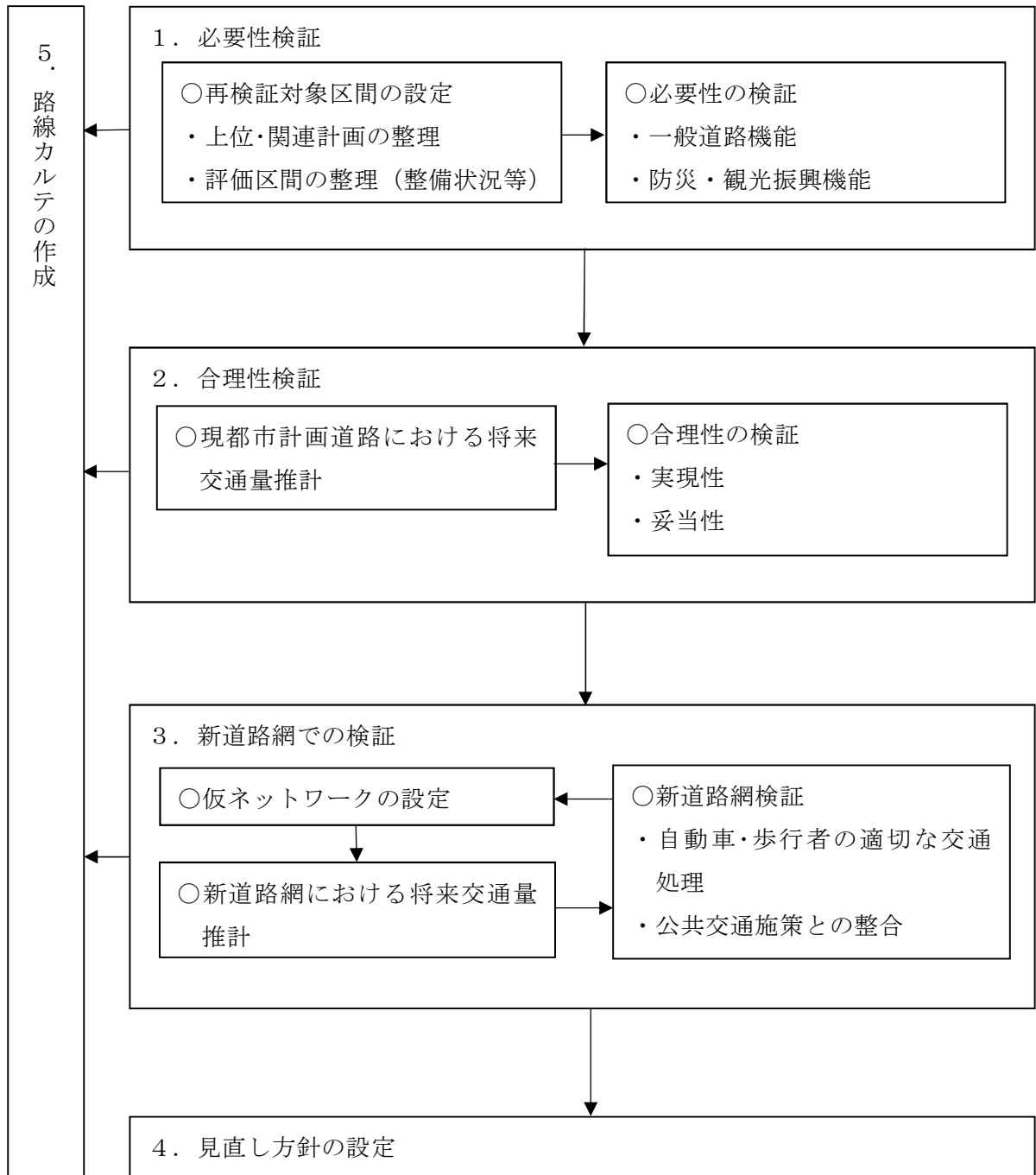
富士市では、平成 21 年 3 月に「富士市都市計画必要性再検証ガイドライン」を作成し、検証結果を踏まえて順次、都市計画道路の廃止を進めている。

また、前回の再検証後に新東名高速道路の供用や西富士道路が無料化されたほか、近年の少子高齢化の急速な進展、最新の将来的な人口減少見通しの公表など、都市計画道路を取り巻く環境も大きく変化しており、最新の将来交通需要を用いて定量的な検証を更新する必要がある。

さらに、「岳南都市圏総合都市交通計画（H31.2）」や「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略（H31.3）：立地適正化計画・市街地調整区域の土地利用方針」などでは、人口減少時代に対応した都市づくりの考え方等が示されており、必要性の検証にあたって、これら最新の上位・関連計画を反映することも必要である。

以上のような背景から、本業務は自動車交通環境の大きな変化に伴い、富士市の目指す将来像や最新の将来交通需要予測結果を踏まえて、富士市都市計画道路必要性再検証ガイドラインに基づき、富士市内で都市計画決定されている都市計画道路の必要性を検証することを目的とする。

2 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

再検証対象路線の抽出 (STEP0)**再検証対象路線の範囲**

必要性再検証は、富士市で決定されているすべての都市計画道路(全 75 路線)を対象とした。

再検証対象外路線の設定

すべての区間において、計画幅員通りの用地が確保され供用されている路線(改良済み)、概ね道路用地が確保され機能を果たしている路線(概成済み)、既に事業中の路線または事業計画に位置付けがあり供用の見込みがある路線(46 路線)は対象外とした。

これにより、再検証対象路線を 29 路線に抽出した。

表 1 対象路線(29 路線)

都計道番号	路線名	路線 - 区間	種別	整備状況/事業計画
3・3・3	沖田大通り線	3-1	市道	
3・3・4	田子浦伝法線	4-1	県道	
3・4・9	吉原富士線	9-1	市道	
3・4・11	田子浦鷹岡線	11-1	県道	
3・4・12	桧新田松岡線	12-1	国道	
3・4・14	吉原沼津線	14-1	県道	
3・4・15	左富士臨港線	15-1	市道	
3・4・16	比奈片田線	16-1	県道	
3・4・17	元吉原富士岡線	17-1	市道	
3・4・18	元吉原中里線	18-1	県道	
3・3・19	本市場大淵線	19-1	市道	
3・4・20	富士停車場厚原線	20-1	県道	
3・4・21	富士駅南口田子浦線	21-1	市道	
3・4・22	平垣松本線	22-1	市道	
3・4・23	十兵衛宮島線	23-1	市道	
3・5・30	前田宮下線	30-1	市道	
3・5・32	吉原勢子辻線	32-1	県道	
3・5・33	荒田島中里線	33-1	県道	
3・5・35	栄町立小路線	35-1	市道	
3・5・37	吉原大淵線	37-1	市道	
3・5・38	上和田若松線	38-1	市道	
3・5・41	柳島田子浦線	41-1	市道	
3・4・42	漁港富士川口線	42-1	県道	
3・5・43	柚木岩本線	43-1	県道	
3・6・52	比奈出口線	52-1	市道	
3・3・80	岳南北部幹線	80-1	県道	
3・5・88	須津橋中里線	88-1	市道	
3・4・93	岩淵小池下線	93-1	市道	
3・4・94	富士川駅東口線	94-1	市道	

【整理・参照する事業計画】

- ・ 「富士市の都市内幹線道路整備に関するプログラム (H27.2)」に記載されている事業中、短期事業予定、中期事業予定の路線
- ・ 富士市 HP に記載されている「実施中事業」及び「完了事業」の路線
- ・ 静岡県 HP に記載されている「事業中の路線」及び「最近完成した主な路線」

必要性の検証 (STEP1)

対象路線(区間)の抽出

対象路線のうち、それぞれの路線については、部分的に事業化が進んでいるもの、路線の一部が上位計画や事業計画に位置づけがあり重要路線となっているものなどがある。

そのため、STEP0と同様の手法によって29の路線を111の区間に分割し、対象路線(区間)の抽出を行った。

111区間のうち、改良済みや概成済み等の区間の43区間を対象外とし、対象区間は68区間となった。

必要性検証の観点

再検証路線として抽出された対象路線(区間)において、富士市にとって望ましい都市計画道路としての機能を明らかにするため、『一般的な道路機能(交通処理機能・市街地形成機能・収容空間機能)』の観点及び『防災・観光』の観点について、役割(必要性)を検証する。

項目	検証の観点	
一般的 道路機能	・交通処理機能 (自動車交通)	1) 渋滞緩和に資する路線である 2) 同等規格の代替道路・計画がない
	・交通処理機能 (歩行者自転車交通)	3) 自転車・歩行者の通行量が多い 4) 沿道に集客施設がある
	・市街地形成機能 (土地利用促進)	5) 市街地再開発事業に関連するアクセス路線である 6) 土地区画整理事業に関連するアクセス路線である
	・収容空間機能	7) 電線類地中化などの整備計画がある 8) 下水道などの整備計画がある
防災・ 観光振興	・防災機能	1) 緊急輸送路の代替路線である 2) 消防活動機能を担う
	・都市環境機能	3) 景観形成計画に位置づけられている 4) 観光施設がある

合理性の検証 (STEP2)

合理性検証の観点

対象路線(区間)において、配置・規模・機能等を考慮し、地域の実情(地形や歴史・文化など)にあった計画であるかどうかを、『実現性』及び『妥当性』の観点について検証した。

項目	検証の観点	
実現性	・物理的 地形的な制約	1) 大規模な構造物等が発生する 2) 鉄道との交差が困難である 3) 密集市街地内を通過し、抵触する支障物件が多い
	・歴史的 文化的な資源	4) 歴史的価値の高い支障物件がある 5) 文化的価値の高い支障物件がある
	・計画の実現性	6) 計画路線近傍に同等規模の路線がある 7) 標準的幅員と比較し計画幅員が、 道路構造令の基準を満たしていない
妥当性	・将来交通量との 整合性	1) 将来交通量の減少により、 幅員・車線数の見直しが必要である
	・土地利用との 整合性	2) 計画路線の整備によって、地域分断を招く

新道路網での検証 (STEP3)

新道路網検証の考え方

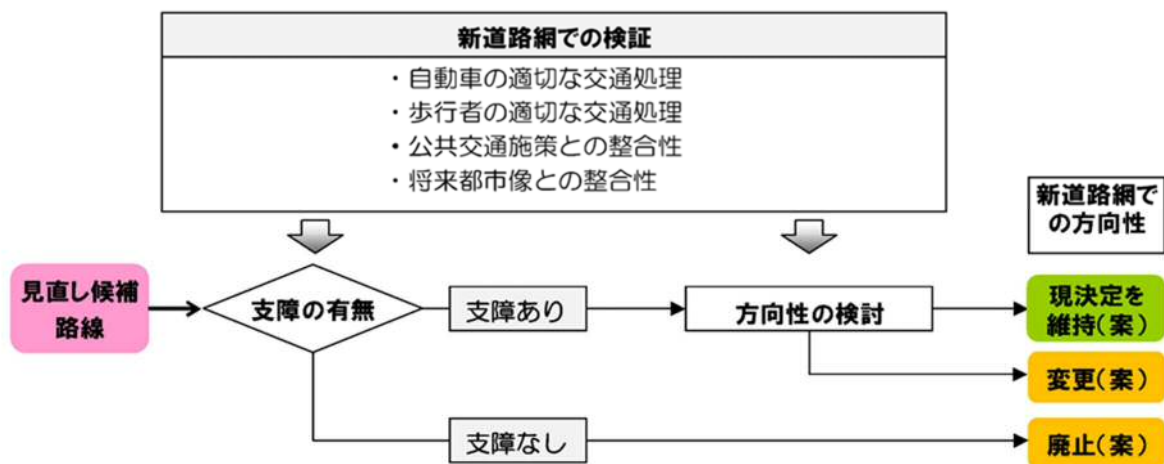
新道路網での検証は、必要性及び合理性の検証結果を基に、仮に設定したネットワークにおいて、道路網全体で検証した。

仮のネットワークの設定として、まずは必要性及び合理性の検証結果において、『現決定を維持』の路線については道路がある場合と仮定し、『見直し候補路線』の路線については道路がない場合と仮定し、検証を始める。

新道路網での検証は、仮に設定したネットワークにおいて、新たに渋滞等の問題が起きないかまたは将来都市像との整合など、支障の有無について検証した。

必要性・合理性の検証結果及び新道路網での検証結果を踏まえ、総合的に勘案し、都市計画道路の方向性（『現決定を維持』（案）、『変更』（案）または『廃止』（案））を設定した。

項目	検証の観点
自動車の適切な交通処理	・廃止したことによって、自動車の適切な交通処理に支障が生じないか
歩行者の適切な交通処理	・廃止したことによって、歩行者の適切な交通処理に支障が生じないか
公共交通施策との整合性	・廃止したことによって、公共交通ネットワークの形成に支障が生じないか
将来都市像との整合性	・上位計画(市総合計画等)で描かれている将来都市像と整合が取れているか



見直し方針の設定

新道路網検証を踏まえ、必要に応じて判断の見直しを行い、都市計画道路の再検証結果（見直し方針）についてとりまとめを行った。

必要性、合理性、新道路網の検証結果を踏まえ、「現決定を維持（案）」、「変更（案）」、「廃止（案）」を検討した。

【1】見直し方針が「現決定を維持（案）」となった路線（25路線54区間）

- | | | |
|------------------|--------------------|------------------|
| ① <u>田子浦伝法線</u> | ⑪ <u>富士停車場厚原線</u> | ⑳ <u>漁港富士川口線</u> |
| ② <u>吉原富士線</u> | ⑫ <u>富士駅南口田子浦線</u> | ㉑ <u>柚木岩本線</u> |
| ③ <u>田子浦鷹岡線</u> | ⑬ <u>平垣松本線</u> | ㉒ <u>比奈出口線</u> |
| ④ <u>桧新田松岡線</u> | ⑭ <u>十兵衛宮島線</u> | ㉓ <u>須津橋中里線</u> |
| ⑤ <u>吉原沼津線</u> | ⑮ <u>吉原勢子辻線</u> | ㉔ <u>富士川駅東口線</u> |
| ⑥ <u>左富士臨港線</u> | ⑯ <u>荒田島中里線</u> | |
| ⑦ <u>比奈片田線</u> | ⑰ <u>栄町立小路線</u> | |
| ⑧ <u>元吉原富士岡線</u> | ⑱ <u>吉原大淵線</u> | |
| ⑨ <u>元吉原中里線</u> | ⑲ <u>上和田若松線</u> | |
| ⑩ <u>本市場大淵線</u> | ⑳ <u>柳島田子浦線</u> | |

【2】見直し方針が「変更（案）」となった路線（2路線2区間）

- ① 沖田大通り線
- ② 田子浦鷹岡線

【3】見直し方針が「廃止（案）」となった路線（10路線12区間）

- ① 比奈片田線
- ② 元吉原中里線
- ③ 本市場大淵線
- ④ 十兵衛宮島線
- ⑤ 前田宮下線
- ⑥ 吉原大淵線
- ⑦ 比奈出口線
- ⑧ 岳南北部幹線
- ⑨ 須津橋中里線
- ⑩ 岩淵小池下線

注1：同一路線を複数の区間に分割しているため、見直し方針が重複している路線がある。

注2：国道は波線、県道は下線で表示している。

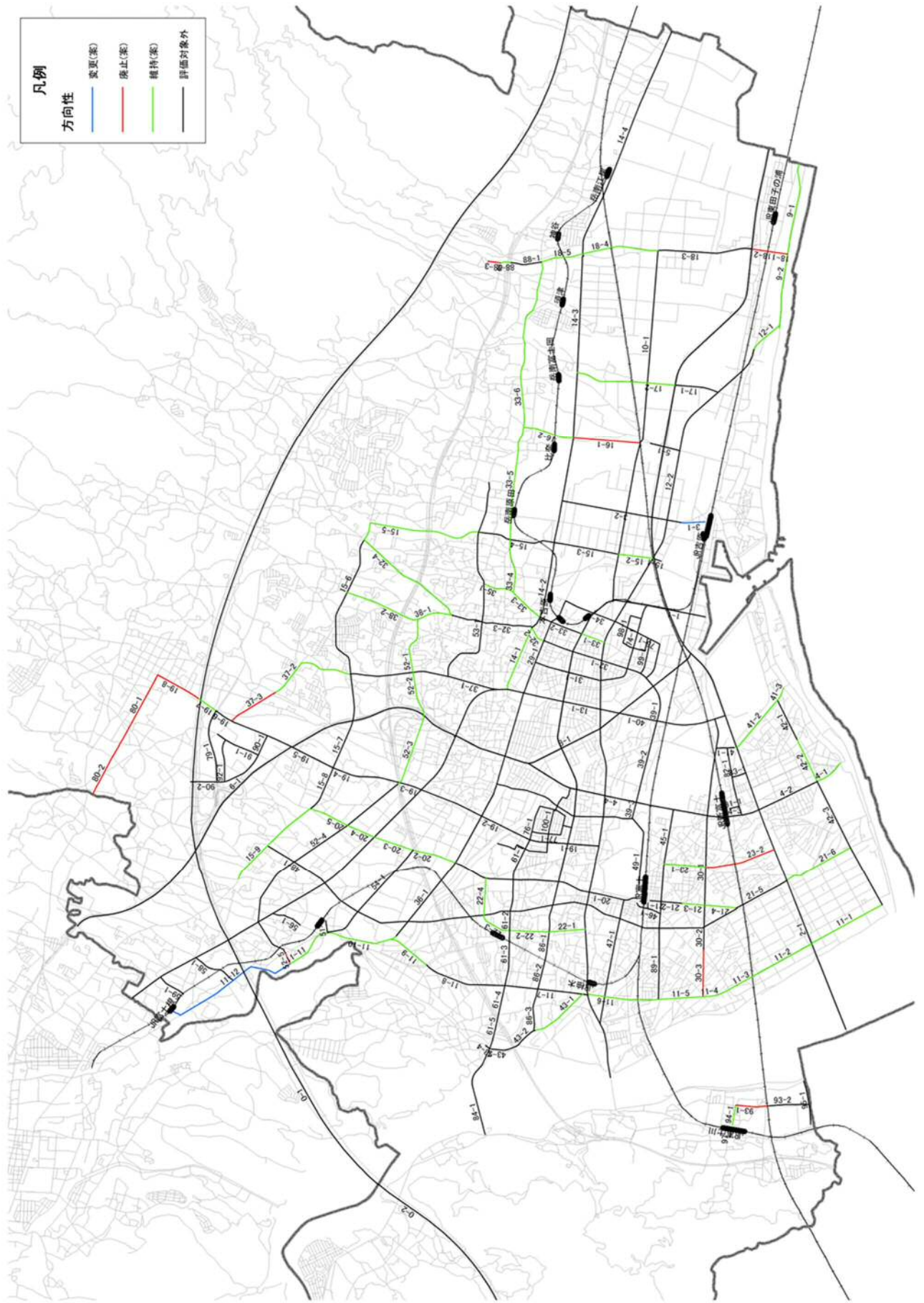


図 1 見直し方針

表 5 見直し方針

路線	区間	名称	延長	車線	種別	区間別	見直し方針	
3	1	3 +3- 3 沖田大通り線	380	4	22	市道	(県道)吉原停車場原線まで	変更(廃)
3	2	3 +3- 3 沖田大通り線	1,510	4	22	市道		
4	1	3 +3- 4 田子浦広法線	360	2	18	県道	3-4-42, 湯澤富士川口線まで	維持(廃)
4	2	3 +3- 4 田子浦広法線	850	4	22	県道	国道1号まで	
4	3	3 +3- 4 田子浦広法線	630	4	22	県道	3-5-30, 前田宮下線まで	
4	4	3 +3- 4 田子浦広法線	2,350	4	22	県道		
9	1	3 +4- 9 吉原富士線	900	2	20	市道	3-4-18, 元吉原中環線まで	維持(廃)
9	2	3 +4- 9 吉原富士線	1,400	2	20	市道		
11	1	3 +4- 11 田子浦廣同線	1,010	2	18	県道	国道1号まで	維持(廃)
11	2	3 +4- 11 田子浦廣同線	760	2	18	県道	市道(枕巻橋下線まで)	維持(廃)
11	3	3 +4- 11 田子浦廣同線	410	2	18	県道	市道(宮下ノ下下1号線まで)	維持(廃)
11	4	3 +4- 11 田子浦廣同線	330	2	18	県道	3-5-30, 前田宮下線まで	維持(廃)
11	5	3 +4- 11 田子浦廣同線	590	2	18	県道	3-6-89, 水戸島船庫敷線まで	維持(廃)
11	6	3 +4- 11 田子浦廣同線	900	2	18	県道	3-4-12, 坂新田松原線まで	維持(廃)
11	7	3 +4- 11 田子浦廣同線	1,050	2	18	県道	3-4-61, 五峰島岩本線まで	
11	8	3 +4- 11 田子浦廣同線	1,010	2	18	県道	市道(旭町富士宮線まで)	
11	9	3 +4- 11 田子浦廣同線	580	2	18	県道	3-5-36, 弥生線まで	維持(廃)
11	10	3 +4- 11 田子浦廣同線	880	2	18	県道	3-6-61, 入山瀬野通り線まで	維持(廃)
11	11	3 +4- 11 田子浦廣同線	700	2	18	県道	3-6-62, 比奈出口線まで	維持(廃)
11	12	3 +4- 11 田子浦廣同線	1,650	2	8	県道		変更(廃)
12	1	3 +4- 12 松新田松原線	500	2	16	国道	特設号交差点まで	維持(廃)
12	2	3 +4- 12 松新田松原線	9,800	2	16	国道		
14	1	3 +4- 14 吉原沼津線	850	2	16	県道	3-5-32, 吉原野分社線まで	維持(廃)
14	2	3 +4- 14 吉原沼津線	1,400	2	16	県道	3-4-15, 本富士橋線まで	
14	3	3 +4- 14 吉原沼津線	3,400	2	16	県道	3-4-18, 元吉原中環線まで	
14	4	3 +4- 14 吉原沼津線	3,020	2	16	県道		
15	1	3 +4- 15 吉原土籠線	180	2	16	市道	3-4-42, 湯澤富士川口線まで	
15	2	3 +4- 15 吉原土籠線	420	2	16	市道	3-4-10, 吉原三島線まで	維持(廃)
15	3	3 +4- 15 吉原土籠線	800	2	16	市道	3-4-14, 湯澤沼津線まで	
15	4	3 +4- 15 吉原土籠線	970	2	16	市道	3-6-63, 伝田沼田線まで	
15	5	3 +4- 15 吉原土籠線	1,700	2	16	市道	3-5-32, 吉原野分社線まで	維持(廃)
15	6	3 +4- 15 吉原土籠線	480	2	16	市道	市道(藤岡町白雲線まで)	
15	7	3 +4- 15 吉原土籠線	2,120	2	16	市道	3-3-19, 本市場大洲線まで	
15	8	3 +4- 15 吉原土籠線	570	2	16	市道	3-4-20, 富士停車場原線まで	
15	9	3 +4- 15 吉原土籠線	1,730	2	16	市道		維持(廃)
16	1	3 +4- 16 比奈片田線	870	2	16	県道	3-4-14, 吉原沼津線まで	廃止(廃)
16	2	3 +4- 16 比奈片田線	590	2	16	県道		維持(廃)
17	1	3 +4- 17 元吉原富士線	590	2	16	市道	国道1号まで	
17	2	3 +4- 17 元吉原富士線	1,300	2	16	市道		維持(廃)
18	1	3 +4- 18 元吉原中環線	180	2	16	県道	(県道)富士水線まで	廃止(廃)
18	2	3 +4- 18 元吉原中環線	300	2	16	県道	国道1号まで	廃止(廃)
18	3	3 +4- 18 元吉原中環線	1,190	2	16	県道	3-4-10, 湯澤沼津線まで	
18	4	3 +4- 18 元吉原中環線	950	2	16	県道	3-4-14, 吉原沼津線まで	維持(廃)
18	5	3 +4- 18 元吉原中環線	520	2	16	県道		維持(廃)
19	1	3 +3- 19 本市場大洲線	900	4	25	市道	3-4-61, 五峰島岩本線まで	
19	2	3 +3- 19 本市場大洲線	1,500	4	25	市道	3-5-13, 東野大月線まで	
19	3	3 +3- 19 本市場大洲線	320	4	25	市道	3-6-62, 比奈出口線まで	
19	4	3 +3- 19 本市場大洲線	870	4	25	市道	3-4-15, 本富士橋線まで	
19	5	3 +3- 19 本市場大洲線	1,400	4	25	市道	3-5-37, 富士大洲線まで	
19	6	3 +3- 19 本市場大洲線	230	4	25	市道	3-3-79, 富士インター線まで	
19	7	3 +3- 19 本市場大洲線	290	4	25	市道	新東名(北側)まで	維持(廃)
19	8	3 +3- 19 本市場大洲線	590	4	25	市道		廃止(廃)
20	1	3 +4- 20 富士停車場原線	2,230	2	16	県道	3-5-36, 弥生線まで	
20	2	3 +4- 20 富士停車場原線	650	2	16	県道	3-6-64, 奥沢下田線まで	維持(廃)
20	3	3 +4- 20 富士停車場原線	600	2	16	県道	3-5-13, 東野大月線まで	
20	4	3 +4- 20 富士停車場原線	400	2	16	県道	3-6-62, 比奈出口線まで	維持(廃)
20	5	3 +4- 20 富士停車場原線	500	2	16	県道		維持(廃)
21	1	3 +4- 21 富士駅西口田子浦線	200	2	16	市道	3-4-45, 湯澤水戸島線まで	
21	2	3 +4- 21 富士駅西口田子浦線	290	2	16	市道	市道(水戸島本町宮下線まで)	
21	3	3 +4- 21 富士駅西口田子浦線	300	2	16	市道	3-5-30, 前田宮下線まで	維持(廃)
21	4	3 +4- 21 富士駅西口田子浦線	400	2	16	市道	3-6-48, 富士岡線まで	維持(廃)
21	5	3 +4- 21 富士駅西口田子浦線	750	2	16	市道	市道(富士駅西口田子浦線まで)	
21	6	3 +4- 21 富士駅西口田子浦線	800	2	16	市道		維持(廃)
22	1	3 +4- 22 平塚松本線	410	2	16	市道	3-4-86, 中島林町線まで	維持(廃)
22	2	3 +4- 22 平塚松本線	430	2	16	市道	3-4-61, 五峰島岩本線まで	維持(廃)
22	3	3 +4- 22 平塚松本線	360	2	16	市道	3-6-48, 富士岡線まで	維持(廃)
22	4	3 +4- 22 平塚松本線	420	2	16	市道		維持(廃)
23	1	3 +4- 23 十兵衛宮島線	510	2	16	市道	3-5-30, 前田宮下線まで	
23	2	3 +4- 23 十兵衛宮島線	890	2	16	市道		廃止(廃)
30	1	3 +5- 30 前田宮下線	2,680	2	15	市道	3-6-48, 富士岡線まで	
30	2	3 +5- 30 前田宮下線	315	2	15	市道	市道(水戸島本町宮下線まで)	
30	3	3 +5- 30 前田宮下線	955	2	15	市道		廃止(廃)
32	1	3 +5- 32 吉原野分社線	1,590	2	12	県道	3-5-29, 田舎新橋線まで	
32	2	3 +5- 32 吉原野分社線	200	2	12	県道	3-4-14, 吉原沼津線まで	維持(廃)
32	3	3 +5- 32 吉原野分社線	1,100	2	12	県道	3-5-38, 上和田松原線まで	
32	4	3 +5- 32 吉原野分社線	1,470	2	12	県道		維持(廃)
33	1	3 +5- 33 荒田島中環線	300	2	12	県道	3-2-1, 湯澤富士線まで	維持(廃)
33	2	3 +5- 33 荒田島中環線	560	2	12	県道	3-4-14, 湯澤沼津線まで	
33	3	3 +5- 33 荒田島中環線	450	2	12	県道	3-5-35, 栄町立小島線まで	維持(廃)
33	4	3 +5- 33 荒田島中環線	700	2	12	県道	3-4-15, 本富士橋線まで	維持(廃)
33	5	3 +5- 33 荒田島中環線	1,540	2	12	県道	3-4-18, 比奈片田線まで	維持(廃)
33	6	3 +5- 33 荒田島中環線	2,300	2	12	県道		維持(廃)
35	1	3 +5- 35 湯沢水戸島線	300	2	12	市道		維持(廃)
37	1	3 +5- 37 吉原大洲線	1,650	2	12	市道	3-4-15, 本富士橋線まで	
37	2	3 +5- 37 吉原大洲線	1,270	2	12	市道	(県道)富士台水邊公園線まで	維持(廃)
37	3	3 +5- 37 吉原大洲線	480	2	12	市道		廃止(廃)
38	1	3 +5- 38 上和田宮松線	750	2	12	市道	3-6-62, 比奈出口線まで	維持(廃)
38	2	3 +5- 38 上和田宮松線	1,100	2	12	市道		維持(廃)
41	1	3 +5- 41 湯澤沼津線	250	2	12	市道	国道1号まで	
41	2	3 +5- 41 湯澤沼津線	810	2	12	市道	3-4-42, 湯澤富士川口線まで	維持(廃)
41	3	3 +5- 41 湯澤沼津線	150	2	12	市道		維持(廃)
42	1	3 +4- 42 湯澤富士川口線	350	2	16	県道	(市道)中島林町線まで	
42	2	3 +4- 42 湯澤富士川口線	350	2	16	県道	3-3-4, 田子浦広法線まで	維持(廃)
42	3	3 +4- 42 湯澤富士川口線	2,210	2	16	県道		
43	1	3 +5- 43 湯沢松本線	780	2	12	県道	3-4-86, 中島林町線まで	維持(廃)
43	2	3 +5- 43 湯沢松本線	330	2	12	県道	新東名(北側)まで	
43	3	3 +5- 43 湯沢松本線	310	2	12	県道	3-4-61, 五峰島岩本線まで	
43	4	3 +5- 43 湯沢松本線	70	2	12	県道		
52	1	3 +6- 52 比奈出口線	830	2	12	市道	3-5-37, 富士大洲線まで	維持(廃)
52	2	3 +6- 52 比奈出口線	500	2	12	市道	西富士道路まで	
52	3	3 +6- 52 比奈出口線	790	2	12	市道	3-3-19, 本市場大洲線まで	維持(廃)
52	4	3 +6- 52 比奈出口線	3,250	2	8	市道	(県道)廣岡橋本線まで	
52	5	3 +6- 52 比奈出口線	100	2	8	市道		廃止(廃)
80	1	3 +3- 80 吉原北野線	1,200	4	25	市道	(市道)新富士インター城山線まで	廃止(廃)
80	2	3 +3- 80 吉原北野線	500	4	25	市道		廃止(廃)
88	1	3 +5- 88 湯澤松本線	410	2	12	市道	新東名(南側)まで	
88	2	3 +5- 88 湯澤松本線	130	2	12	市道	(市道)富士岡中環線まで	維持(廃)
88	3	3 +5- 88 湯澤松本線	150	2	12	市道		廃止(廃)
93	1	3 +4- 93 比奈小池下線	400	2	16	市道	(市道)黒澤富士川線まで(新野線北側)	廃止(廃)
93	2	3 +4- 93 比奈小池下線	540	2	16	市道		
94	1	3 +4- 94 富士川駅西口線	250	2	16	市道		維持(廃)